

作業基準

2025年4月1日

株式会社ポートサービス

目 次

第1章	目 的	1
第2章	作業体制	1
第3章	危険物等の取扱い	1
第4章	乗下船作業	1
第5章	旅客の遵守事項等の周知	3

第1章 目 的

(目 的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、東京湾及び横浜港域内の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

第2章 作業体制

(作業体制)

第2条 乗下船作業は突風、風浪の高さ及び他船の航走波等考慮し作業の安全には万全を期さなければならない。

2 船長は、船員を指揮して、乗下船する者の誘導、離着岸、離着船時における諸作業を実施するものとする。

第3章 危険物等の取扱い

(危険物等の取扱い)

第3条 刀剣、銃器、兵器、爆発物及びその他の危険物は、やむを得ない場合を除き船内への持込みを禁止するものとする。

第4章 乗下船作業

(乗下船準備作業)

第4条 船長は、船員に救命胴衣及び安全ベルトを着用させ、救命浮環を準備し旅客の乗下船準備を整えるものとする。

(一般旅客の乗下船作業)

第5条 旅客の船舶への移乗及び船舶からのピックアップに際しては、風向、風速及び風浪等に十分留意し、船長が安全を確認した後に乗下船させるものとする。

2 船長は、旅客の乗下船が危険であると判断したときは、直ちに乗下船作業を中止しなければならない。

(水先人の乗下船作業)

第6条 船舶への移乗及び船舶からのピックアップに際しては、風向、風速及び風浪等に十分留意し、船長が安全を確認し、特に水先人と綿密な連絡の下に乗下船させるものとする。

2 水先人の移乗及びピックアップすることが困難な場合、水先人及び浦賀マリンサービスへ随時連絡をとり乗下船を一時見合わせるものとする。

(離岸・離船作業)

第7条 船長は、乗下船が確認できれば直ちに離岸（離船）し、目的地向け航行を開始するものとする。

(船内巡視)

第8条 船長は、航海中船員に船内を巡視させ、船員は異常の有無を船長に報告するものとする。

(着岸・着船作業)

第9条 船長の意図する場所において迅速確実に着岸（着船）作業を実施する。この場合、旅客及び作業員が係留索の急緊張等により危害を受けることの無いよう十分注意するものとする。

(係留中の保安)

第10条 船長は、係留中、旅客の安全に支障のないよう係留方法に十分注意するものとする。

(旅客に対する救命胴衣の着用に関する掲示)

第11条 船長は、救命胴衣の着用に関し、旅客に対し以下の措置を講じなければならない。

- (1) 暴露甲板に乗船している旅客には、救命胴衣を着用させるよう努めること。
- (2) 12歳未満の児童には、船室内にいる場合を除き、常時、救命胴衣を着用させること。
- (3) 気象、海象の悪化等、利用者の安全確保のために必要と判断される場合は、救命胴衣を着用させること。

第5章 旅客の遵守事項等の周知

(旅客に対する遵守事項等の周知)

第12条 船長は、旅客に対して放送及び掲示により次の事項を周知するものとする。

周知事項は、放送及び船内の見やすい場所に掲示する。

- (1) 旅客は、乗下船時係員の誘導に従うこと。
- (2) 船内においては、船長その他の乗組員の指示に従うこと。
- (3) 船内においては、他人に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。
- (4) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項
(臨時に周知事項が生じた場合の当該事項を含む。)
- (5) 旅客の禁止行為が掲示されている場所及びその主要事項
- (6) 救命胴衣の格納場所及び着用方法
- (7) 非常の際の避難要領(非常信号、避難経路等)
- (8) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報